

## 【付録】

# 埼玉県幼稚園、小・中学校教育課程検討委員会報告

平成29年7月28日

埼玉県教育委員会教育長

小松 弥生 様

埼玉県幼稚園、小・中学校教育課程検討委員会委員長

安原 輝彦

## 埼玉県幼稚園、小・中学校教育課程編成要領の改訂について（報告）

本検討委員会では、平成29年6月9日から標記のことについて検討してまいりましたが、下記のような結論を得ましたので報告いたします。

### 記

本県の幼稚園、小学校及び中学校（以下「学校」という。）における教育課程編成要領については、日本国憲法の精神に則り、教育基本法に定める教育の目的と理念及び学校教育法に定める義務教育等の目標や学校の目的に沿い、平成29年3月31日に文部科学省が告示した教育課程の基準等に基づき、学校、幼児児童生徒及び地域の実態等に応じた教育課程が編成できるよう改訂することが重要である。

このため、本検討委員会は、次に示す1の「本県における学校教育の現状と課題」を踏まえ、2の「埼玉県幼稚園、小・中学校教育課程編成要領の改訂について」に示す方向で進めることが望ましいと考えた。

## 1 本県における学校教育の現状と課題

教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期す営みである。また、教育には、近年顕著となってきている情報化やグローバル化の加速度的な進展など変化の激しい社会において、自らの可能性を発揮し幸福な人生の創り手になるとともに、あらゆる他者を価値ある存在として尊重し、共に協働しながら持続可能な社会の創り手となる人材の育成がより一層求められている。

このことから、知・徳・体にわたる「生きる力」を育むことは極めて重要であり、新しい幼稚園教育要領及び小・中学校学習指導要領（以下「学習指導要領等」という。）が実施される上で、この普遍的な理念を継承し、一層の推進を図ることが肝要である。

本県では、かけがえのない「財産」である子供たち一人一人を「人財」とし、「自助・共助・公助」の観点から「埼玉教育の振興に関する大綱（平成27年12月策定）」、「埼玉県5か年計画（平成29年度から平成33年度まで）」、「第2期 生きる力と絆の埼玉教育プランー埼玉県教育振興基本計画ー（平成26年度から平成30年度まで）」において、学校・家庭・地域・行政が一体となって教育を推進しているところである。また、「教育行政重点施策」のもとで、教育行政を総合的に推進するとともに、各学校では、家庭や地域社会との連携を図りながら、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開し、子供たちの「生きる力」の育成を図っている。

具体的には、幼児教育の充実を図るため、「子育ての目安『3つのめばえ』」の取組を推進するとともに、発達や学びの連続性を踏まえた幼稚園・保育所・認定こども園と小学校との連携を推進している。また、「埼玉県学力・学習状況調査」の活用や「埼玉の子ども70万人体験活動」などの取組を実施し、家庭や地域社会との連携に努めながら、知・徳・体のバランスのとれた子供の育成を目指す学校教育を推進している。

平成20年度に改訂した幼稚園、小・中学校教育課程編成要領は、様々な教育課程編成事例等を示し、これまでも、各学校の特色ある教育課程の編成の支えとなってきた。

一方、昨年12月の中央教育審議会答申「『生きる力』の育成に向けた教育課程の課題」について、現行の学習指導要領で

は、「指導の目的が『何を知っているか』にとどまりがちであり、知っていることを活用して『何ができるようになるか』にまで発展していないのではないか」との指摘があった。このことは、各学校における教育課程編成の検討や工夫改善、教員一人一人の実践においてさらなる改善や創意工夫の必要が示唆されたものであり、県内全ての教員に対して新しい学習指導要領等の趣旨や内容を確実に浸透させる必要がある。また、冒頭述べた社会の変化とともに、人間関係や学力、体力、特別な支援を必要とする子供への対応などにおける諸課題について解決に向けた取組が必要となる中、ベテラン教員の大量退職とともに、若手教員の増加に伴って、これまで長年にわたり蓄積されてきた教育実践等の継承を図ることが大切である。

## 2 埼玉県幼稚園、小・中学校教育課程編成要領の改訂について

### (1) 基本方針について

本県における学校教育の現状と課題からも、新しい学習指導要領等の趣旨等を分かりやすく伝える必要がある。また、教育課程編成要領の改訂は、これらの課題解決を図る好機と捉え、全ての教員が、教育課程編成要領を手にしたときに、今後の教育の方向性や教育課程編成の手順等を容易に理解できるよう工夫することが重要である。

そこで、本改訂においては「第一部（概要）」と「第二部（資料）」の二部構成とし、「概要」は、新しい学習指導要領等の趣旨等について全ての教員が理解できるよう重点化しつつ、後述する「資料」の内容を端的に分かり易くまとめたものとする必要がある。また、「資料」は、現行教育課程編成要領にある内容を、新しい学習指導要領等及び子供の現状に照らして見直しを図った内容とすることが必要である。

### (2) 第一部（概要）で押さえる事項

#### ア 2030年の社会と目指すべき人材

冒頭述べた社会の変化は加速度的に進展してきている。中でも、進化した人工知能が様々な判断を行うなど社会や生活を大きく変えていく時代の到来が予測されている。

こうした中で、子供たち一人一人が、社会に主体的に向き合って関わり合い、その過程を通して、自らの可能性を發揮し、あらゆる他者を価値ある存在として、共に協働できるなど、幸福な人生の創り手及びよりよい社会の創り手となっていけるようにすることが重要である。

また、新しい教育課程編成要領は、2030年の社会の在り方を見据えながら、子供たちが活躍することができる将来像を考えたものとしていくことも重要である。

このことに鑑み、よりよい学校教育をとおして、よりよい社会をつくっていく子供たちに、こんな大人になってもらいたいといった理想とする姿を描く必要がある。

#### イ 埼玉教育の現状と課題

今後の埼玉教育を見通すに当たっては、これまで本県が取り組んできた教育行政施策などに対して、子供たちがどう変容したのか、また、どんな課題があるのかなどをきちんと整理しておく必要がある。

#### ウ 学習指導要領等改訂のポイント

新しい学習指導要領等では、「何ができるようになるか」、「どのように学ぶか」、「何を学ぶか」、「カリキュラム・マネジメント」、「社会に開かれた教育課程」などのキーワードが挙げられている。これらのキーワードを踏まえ、今後の埼玉教育の展望にも触れながらポイントを示す必要がある。

その中で、全ての教員が新しい学習指導要領等の趣旨等について理解を深めるため、「新」と「現行」の学習指導要領等において、何が変わったのか、継続していくものは何かを明確に示す。

小・中学校において、「埼玉県学力・学習状況調査」は、一人一人の子供の学力の伸びを示すものであり、「何ができるようになるか」を改訂の趣旨等とした新しい学習指導要領等に合致するものである。当該調査や授業改善の視点を整理した「主体的・対話的で深い学びの実現6則」など本県が進めてきた取組を教育課程の編成においてもしっかり関連づける。

さらに、特別な支援を必要とするなど課題のある子供への対応の必要性が増していることを踏まえ、一人一人の状況や発達の段階に応じて、力を伸ばしていくことができるよう、校（園）内の指導体制等についても示す。

これらを端的にまとめ、示すとともに、詳細な内容については、「第二部（資料）」で示す必要がある。

## エ 指導計画の作成

各教科等の指導計画を作成するに当たり、「学習指導要領等改訂の趣旨や要点」及び「指導計画作成のポイント」等を押さえることが重要である。

これらを端的にまとめ、示すとともに、詳細な内容については、「第二部（資料）」で示す必要がある。

### (3) 第二部（資料）で押さえる事項

#### ア 幼稚園等

幼児期の終わりまでに育みたい資質・能力及び「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえ、幼稚園等での生活の全体を通して、幼稚園等の教育におけるねらいが総合的に達成されるよう、教育課程の編成や指導計画の作成を行う必要がある。

その資料として、「幼稚園教育要領の改訂を踏まえた編成例」及び「長期・短期の指導計画の例」等を具体的に示す必要がある。

#### イ 小・中学校

##### (ア) 総則編

総則編では、教育課程の編成、実施についての大枠を示す。「編成の基本的な考え方」、「編成の一般的な手順」、「編成に当たっての留意すべき事項」及び「編成の特例」は、小・中学校の教育課程を編成するに当たっての重要な視点であることを押さえる必要がある。

また、学習指導要領改訂の基本方針である「改訂の基本的な考え方」、「育成を目指す資質・能力の明確化」、「『主体的・対話的で深い学び』の実現に向けた授業改善の推進」、「カリキュラム・マネジメントの推進」、「教育内容の主な改善事項」等について、教育課程を編成する際の考え方及び進め方を明確に示す必要がある。また、教育課程については、常に評価、改善を行う必要がある。

こうした考え方を示した上で、各学校の創意工夫の下、教育課程編成のための参考となる資料として、「授業時数や日課表等の作成例」及び「教育課程編成の事例」等を具体的に示す必要がある。

##### (イ) 各教科等編

各教科等編では、総則編の「学習指導要領改訂の基本方針」を踏まえ、指導計画の作成、実施について示す。「指導計画作成の基本的な考え方」、「指導計画作成の一般的な手順」及び「指導計画作成に当たっての留意すべき事項」は、各教科等の指導計画を作成するに当たっての重要な視点であることを押さえる必要がある。

また、指導計画作成のための資料として、教科等の特性を生かしつつ、「年間指導計画例」等を可能な限り具体的に示す必要がある。